

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、
その翌日)

鳥取県規則第四十一号

鳥取県特別県営住宅管理規則

(目的)

- ◆規則 鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則
- 鳥取県特別県営住宅管理規則
- 鳥取県会計規則の一部を改正する規則
- 鳥取県物品事務取扱規則の一部を改正する規則
- 鳥取県予算規則の一部を改正する規則

規則

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和四十三年五月二十八日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第四十号

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の施行期日を定め

る規則

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和四十三年三月鳥取県条例第五号）の施行期日は、昭和四十三年六月一日とする。

第三条 鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の施行期日を定め

る規則

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和四十三年三月鳥取県条例第五号）の施行期日は、昭和四十三年六月一日とする。

2 条例第七条第二項の規定による特別県営住宅管理人（以下「管理人」という。）は、入居者のうちから知事が任命する。

3 管理人の職務は、別に定める鳥取県特別県営住宅管理人服務規程によるものとする。

（鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の準用）

第三条 鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十一月鳥取県規則第七十号）第二条第一項、第三項及び第四項、第三条から第六条まで、第七条（割増賃料の納付に関する部分を除く。）第八条（家賃又は敷金の減免及び割増賃料の減免に関する部分を除く。）、第九条から第十三条まで、第十六条、第十七条第四項、第十八条並びに第十九条の規定は、特別県営住宅の管理について準特する。

鳥取県特別県営住宅管理規則をここに公布する。

昭和四十三年五月二十八日

鳥取県知事 石破二朗

この規則は、昭和四十三年六月一日から施行する。

附 則

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十二号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「企画室」の下に「、都市開発局」を加え、同項第二号中「地方機関」の下に「（都市開発局を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県物品事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十三年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十三号

鳥取県物品事務取扱規則の一部を改正する規則

鳥取県物品事務取扱規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「企画室」の下に「、都市開発局」を加え、同条第一項第一号中「企画室」の下に「、都市開発局」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県予算規則の一部を改正する規則
昭和四十三年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十四号

鳥取県予算規則の一部を改正する規則

鳥取県予算規則（昭和三十九年六月鳥取県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「企画室長」の下に「、都市開発局長」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。